

歌志内市議会会議録

第3日目（平成25年9月12日）

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、7番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案12件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号4番下山則義さん。

- 一つ、チロルの湯について。
 - 一つ、市立病院の安全管理について。
 - 一つ、敬老祝金支給事業について。
 - 一つ、全国学力テストについて。
- 以上、4件について。

下山則義さん。

○4番(下山則義君) おはようございます。今回、私のほうから、このたびの一般質問は、4件につきまして質問をさせていただきます。それでは、早速、質問のほうに移らせていただきます。

まず、件名の1番であります。

チロルの湯についてからの質問でございますが、歌志内市チロルの湯が改修され、8月10日にリニューアルオープンで、営業が再スタートしました。そこで、お伺いいたしますが、リニューアルオープン前に比べて、入浴、宿泊、そして、食堂へのお客様の入館状況について、チロルの湯からどのような報告を受けているのかをお伺いいたします。

2番目であります。リニューアルオープン後、チロルの湯では、マグロの解体、あるいは歌謡ショー、子供の縁日、野菜の販売等、さまざまなイベントを仕掛け、集客を図っていますが、行政もチロルの湯と連携をとりながら、集客体制に協力する必要性を感じますが、そのお考えをお伺いいたします。

次に、件名2番目、市立病院の安全管理についての質問でございます。

ことし6月に実施されました第2回定例議会で、市立病院の安全管理についての質問を行いました。その質問に対する答弁をいただいたわけでございます。そこで、お伺いいたしますが、しらかば荘、神威町内会との三者において、火災時における相互の支援協力についての答弁がございました。その後、協議、検討内容についてお伺いいたします。

2番目であります。市立病院の避難路について、後日、施設を確認しますとの答弁がございました。その後、避難路の設置についてのお考えをお伺いいたします。

次に、件名3番目であります。敬老祝金支給事業についてからの質問であります。

歌志内市では、高齢者の長寿を祝福して、高齢祝金を支給しております。そこで、お伺いいたしますが、1番、平成25年度の高齢祝金支給、その対象者の人数をお伺いいたします。

2番目であります。支給方法及び実施要綱第5条にある、市長の指名した者とは誰を指すのかをお伺いいたします。

次に、件名4番、全国学力テストについてからの質問であります。

全国の中学校3年生と小学校6年生の学力テストの結果が、新聞等で公表されました。そこで、お伺いいたしますが、一つ目の質問であります。公表された結果をどのように分析されているのかをお伺いいたします。

また、2番目でございますが、公表されたその結果を、歌志内市の小学校、そして、中学校の教育に、今後どのように生かしていく考えなのか、お伺いいたします。

以上、件名4件、質問内容につきましては、8項目につきましての質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) 件名1のチロルの湯についての1と2の部分につきまして、お答え申し上げます。

リニューアルオープン前に比べて、入浴、宿泊、食堂へのお客様の状況について、どのよう

な報告を受けているかという質問でございます。リニューアルオープン前に比べると、入館、宿泊、レストラン部門とも、利用客が増加しているとの報告を受けております。部門別といたしましては、特にレストランの利用率が高く、リニューアルオープンに向けて新メニューが追加されたことを含め、お客様から高い評価を得ているものと思われまます。

二つ目の、リニューアルオープン後、チロルの湯では、マグロの解体、歌謡ショー等、さまざまなイベントを仕掛け、集客を図っていますが、行政も連携をとりながら、集客体制に協力する必要性の質問でございます。チロルの湯は、当市にとって貴重な観光資源であることから、集客を図るため、これまでもさまざまな部分において連携を図ってまいりました。今後もさらに連携を密にし、チロルの湯の魅力アップに向け、知恵を出し合い、集客体制やサービス内容の向上に協力してまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 私のほうから、件名2、市立病院の安全管理についての1、2について御答弁申し上げます。

初めに、1の、火災等における三者との支援協力の協議、検討内容についてであります。しらかば荘、神威町内会との三者の火災等における相互の支援協力につきましては、その後、三者で災害等が発生した場合に備えた可能な限りの支援協力について、協議、検討を行ってまいりました。その結果、支援活動を行う基本的な事項について協議が調いましたので、去る9月2日、当市立病院において、災害等に関する応援協定締結式を開催いたしました。締結式では、神威町内会三戸会長、社会福祉法人光生舎高江理事長、歌志内市立病院高橋院長が協定書に署名し、協定書を取り交わしたところであります。この協定書には、三者において、災害等が発生した場合、応援を要請することができ、応援側の活動は救護活動を主眼に、原則として、傷病者の搬送、避難所等としての施設の提供や、現場、救護所の支援を行うことや、年1回以上の合同訓練に努めることなどを明記しているものであります。今後とも防災意識を一層深めながら、災害時に備えた体制づくりに努めてまいります。

次に、2の市立病院の避難路についてであります。定例会終了後、6月18日、市長、副市長を初め、建設課長、消防長が、市立病院の避難路を確認するため市立病院を訪れ、病院内及びしらかば荘施設内を、しらかば荘施設長立ち会いのもと巡回し、今後の避難経路に向けた取り組みなどについて、協議、検討を行いました。現在、万が一の場合、入院患者様を2階から屋外へ避難する方法や、しらかば荘へ避難する方法等、構造の問題や工事費用の面も含め、さまざまな角度で検討しておりますが、今後、これらが明らかになりましたら、再度、関係者との協議、検討を行い、結論を出していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうから、3、敬老祝金支給事業についてお答えします。

1と2につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

一つ目の、平成25年度の敬老祝金の対象者につきましては、90名でございます。

二つ目は、歌志内市敬老祝金支給事業実施要綱の第5条、支給の方法に定めております市長が指名した者につきましては、本事業の担当所管が保健福祉課でございますので、市長にかわって対象者の方々に支給する者といたしましては、保健福祉課長ということになります。現状では、本年度のように対象者が多い場合については、保健福祉課長と主幹の管理職2名で手

分けして支給を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 件名4の全国学力テストについて、お答えいたします。

1の、公表された結果をどのように分析されているかということでございますが、8月27日に文部科学省が公表したテスト結果につきましては、北海道教育委員会がコメントを発しておりますとおり、全体的に全国との差が縮まったものの、平均正答率は、小中学校いずれの教科においても全国平均より低い状況にあり、特に小学校では、知識、技能を活用する力を把握するB問題で無回答率が高いなど、基礎的知識の活用や問題の趣旨の理解力に課題があるものと考えられます。この傾向は全道的なものでありますが、学力の底上げには知識の活用力が必要であり、個々の児童生徒に対するきめ細かな指導が重要であると考えております。

なお、詳細な分析は、今後、学校において進められます。また、この調査によって測定できるのは、学力の特定の一部分にすぎず、序列化や過度な競争につながらないよう十分な配慮が必要とされているため、点数の公表は行わないこととしておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、2の、小学校、中学校の教育に、どのようにこれを生かすかということでございますが、このたびの公表結果を全体的傾向として踏まえつつ、それぞれの児童生徒の長所を伸ばし、短所を補っていくことが必要であります。学習過程上、どこにつまずき、理解がどこで困難になるかなど、テストの結果を個別かつ多面的に分析することによって、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につながるよう、授業の改善に生かしていくこととしております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ただいま答弁をいただいたわけでございますが、順次、私のほうから、また再質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、チロルの湯についてであります。

これは、昨日も川野議員のほうから既に質問のあったことと重なる部分も出てくるのではなかろうかと思うのですが、このチロルの湯の改修というところ、市民の方々に、まずそれをどうするかというところを尋ねた、あるいは財政状況を確認した、そんなところから始まったものだと思います。歌志内にとっては、このチロルの湯、例えば、外貨を稼ぐ、あるいは、歌志内と他の地域の方々の交流の場、あるいは衛生上のこと、そして、市内の人間の交流の場、そういったもの、また、中村地区のお風呂のないところの方々へのということも、さまざまございました。ただ、きのうの答弁でもちょっと抜けていたというか、いつも出てこなかったのですが、雇用の場でもあるということ、これもしっかりと押さえていかなければならないことなのかなとも思います。

さて、リニューアルオープンされました。そんなところから、これから、このチロルの湯、失敗することはもうできませんよという話もありましたが、さらに歌志内市を活発にする、活性化していくためにも、大いに活用していかなければならないのではなかろうかと思っております。それで、そうなると、やはり、その活用が一番問題、集客が一番問題になってくるのではないかと思います。先ほどの答弁ですと、部門ではレストランの利用率が大変高いのですよという内容の話がありましたが、さらに、その部門も、あるいは、その他の部分も利用率を高めるために、どのようなことを振興公社のほうに期待する、そして、行政としても、その内容をお手伝いしていく、そんなことをしていかなければならないと思っておりますが、そういったお考え

をもう少し具体的に答弁願えればと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） レストラン部門を初め、各種館内における事業等につきましては、公社のほうで、いろいろな、さまざまな形で考えられてまいるというふうに思います。それらにつきまして、御相談とか受けてくる部分もあるかと思ひますし、我々行政としての部分での情報発信、それらについて、ともに協力しながら、利用率が高まるように協力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 行政として連携をとりながらということで、チロルの湯、振興公社のほうでは、さまざまなイベントを仕掛けて集客をアップさせていくと。きのうの答弁にも、たしかあったかと思ひます。8月、今はいいですよ。9月、これからの集客、来てくれるお客さんの数が重要なのですという内容の答弁もございました。これからは問題になってくるのではないかと思ひます。そのためには、やはり振興公社の集客する活動だけでは、十分足りているのか、足りるのかという思ひもございます。やはり、これからチロルの湯をどうしていくのかということ、取りまとめた行政自体が一緒になってやっていかなければならないことだと思ひます。もう既にある程度のこと考へて、どういったことを仕掛けて集客を図っていくのか、そういったものが、もうでき上がっているのではないかと私は考へているのですよ。そういったものを、少し具体的に答弁願いたいと思ひます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 8月10日にリニューアルオープンをいたしました、まだ8月中、約1カ月、9月10日過ぎましたので約1カ月となっておりますけれども、それらについては、現在、公社内の中において、さまざまなお客様の状況を精査しているものというふうに推察いたします。それによりまして、また、公社といたしましては、さまざまな仕掛けと申しますか、イベント事業なり食の部分につきましても、やはりお客様のニーズ等が見れてまいると思ひますので、それらを勘案しながら、さまざまな今後の集客に対しての計画が出てくるものというふうに思ひます。それらをもって、行政としては、もちろんバックアップ体制の中で、全面的にその部分について、行政としてできるものについては協力してまいりたいというふうに考へております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今までも市民の方々との話があつて、歌志内市はこのチロルの湯をしっかりと守つて、雇用の場として、そして、歌志内市の活性化を図るためにということで、多額のお金をつぎ込んだと、そういった経緯がござひます。となると、もう既に、歌志内市のやることというのは、ある程度考へられてのことから始まっていなければならないと私は思ひます。集客するというその状況、チロルの湯にお願いしてまいると、振興公社のほうから上がってくる情報、そういったものについて支援をしますだけではなくて、さまざまなことをやはり考へての多額の税金の投入、そうでなければならないと私は思ひます。もう少し具体的なものがなければならないと思ひますが、チロルの湯、振興公社ではできない、行政としてできる内容というものが私はあるのではないかと申ひますが、そういったもののお考へはないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 事業内容につきましては、さまざまな形で公社内で検討されるものというふうに思ひます。安定した運営に向けてという考へ方かなと思ひますので、それ

らにつきましては、現在行っている市としての制度もございますし、それらについては、また今後のチロルの湯の運営状況を見ながら、行政として支援できるものがあれば、それらについては検討してまいりたいというふうに思いますが、当面は、今の現状のリニューアルオープンの形でスタートした公社内の状況等を把握しながら、その辺について協力をしていながら、集客の固定化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） たしか、何歳以上の方々にチロルの湯に入ってくださいませという事で、券を配っているという、そんなことを行政のほうでされていると思います。そして、以前にもそういうことがあって、その回収率がどうなのかと。それが全てチロルの運営のよしあしに決まってくるものだと私は思うのですよ。そういったことも踏まえながら、行政は、まだまだやっていくこと、やらなければならないことがあるのではないかと思うのですよね。出したものが半分も回収されないで終わりましたよでは、私はないと思うのですよね。さまざま、出したものの分の財源はきちんと確保されて出しているわけですから、その分をしっかりと回収できるような、あるいは、財源が余るのであれば、さらに、それについてどうなのだというのを検討していかなければならないと思うのですよ。何歳以上の市民の方々に配られたものが全て回収できないで、財源がまだ余力ありますよというのであれば、ほかの形で、例えば、これは私の素人的な考えなのですが、この時期に合同運動会というのがありますよね。昔、私は相撲大会に出たときに、体が汚れたからといって、お風呂の券をもらった、町内会からももらったという経緯がありますね。そういうことをちょっと考えてみると、合同運動会に出てくれた選手の方々にそういったものを配付してチロルの湯を使ってもらうだとか。あと、歌志内市にふるさと納税をしてくれた方々に、チロルの湯を、なんていうのでしょうか、これが本当のふるさと納税のあり方かどうかというのは、また別な話になりますが、チロルの湯の券をお礼として送るだとか、そんなようなことも考えながら、行政としてまだまだやっていかなければならない、やれることがあると思うのですが、そのことについてもいかがか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

ただいま御提案いただいた内容のものについても、私ども、検討に値する内容かなと思いますが、現在、一つの支援策として、これは神威岳にも共通することでございますけれども、入浴券、65歳以上の高齢者と身障等々の方々に配付しております。現在、これがどのくらい使われているかということについては、おっしゃるとおり、回収率等を見ながら、私どもも確認をしていかなければならないと一つ思っております。

そして、二つ目の支援策としては、今議会で提案しておりますアリーナの活用という部分もございます。これから先、先日もお話ししましたが、8月というのは、オープンしてすぐということでございますので、その数字というものを信用して、今後の経営というものを、恐らくチロルのほうでも見ることはないと思いますが、今後、平準化した中で、どういうところが強いのか、あるいは弱いのか、どこに力を入れていかなければならないか、こういうことを経営分析しながら、経営の戦略というものを、多分、企画立案するだろうというところについて、行政のほうも、またその部分で、いろいろな事業を考える中で支援をしていかなければならない。あるいは、これから先、御指摘のとおり、どういう部分に私どもが支援することができるかと、こういう事業支援ということになると思いますが、そういうものを、これからまさに、いろいろな意見をいただきながら、あるいは、内部で十分時間をかけて研究しながら、一つずつ

分析し、立案していかなければならないと思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。先ほどの答弁の中にも、チロルの魅力アップに向けて知恵を出し合いながらという、そんな答弁がございました。ぜひとも、もう本当に、このチロルの湯、やはりうまくいきませんでしたということには、もう絶対にならないと、私、思います。そんなことから、チロルのほうと行政と、そして市民全体で、この施設をしっかりと、ほかの施設ももちろんそうですが、しっかりと盛り上げていかなければならないのではなからうかということをお話しさせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

市立病院の安全管理ということで、隣のしらかば荘と神威町内会と、火災における相互の支援協力についてということで、そのほかにも、実を申しますと、私たち議員としては、一般質問をするという、質問の通知をするのが9月5日までだったのですが、9月5日の北海道新聞、9月4日にはプレス空知ですか、そちらのほうにも載っていたのですが、応援協定締結ということで、歌志内市の災害発生に備えてという内容の、この記事が載っておりました。正直、こういうものがあるということがわかっていて、もともとの質問をしたわけなのですが、つくり上げた質問をしたわけなのですが。正直、歌志内市で、こういった協定が、施設と、ほかの施設もそうですけれども、地域の町内会と、こういったものは、私、初めてのことなのかなと思うのですが、それについて答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 今、おっしゃったとおり、初めてのことでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 施設と町内会が一緒になって災害のための協定を結んでいくということは初めてということで、ほかにも施設がありますので、この状況のものが、いい形になると、ほかでも、こういったものができ上がってくる、あるいは、つくっていかなければならない、いい状況になるのかなという思いもございます。しっかりしたものを、まずつくっていただきたいという思いでございます。

先ほどの答弁の中に、今行われていること、さまざまなことといたしますか、いろいろなことを協定書の中で行っているのです、そういったものがありますということではありますが、例えば、火災だとか、市立病院にいと裏山があって土砂災害ですとか、あるいは、町内会が下ですので、ペンケウタシナイ川があふれて洪水になって避難をするだとか、そんなことの協定だと思いますので、先ほどの答弁であれば、こういったことについて、どのような状況でやっていきますよではなくて、とりあえずは、まず協定を結んで助け合っていきますよという、まず入り口に立った、入り口に一步踏み込んだというものだけなのかなというふうに、私、答弁を聞かせていただいたのですが、これからそれがしっかりとした形になるには、もっともっと詳しいものをお互いにつくっていかなければならないと思うのですよね。例えば、市立病院で何かが起きました、火災にしましょう、火災が起きました。まず、しなければならないのは、避難というよりも、まず通報ですよ、消火、通報ですか。そして、避難ですか、と同時に、隣のしらかば荘、そして、町内会へ連絡する、そういった順序をどうするか。誰がどういう形で、どういう状況で電話をして、それが一斉にどういう状況で流れていくか、そういったしっかりとした形づくりや、電話番号を押さえているのか、どのぐらいの時間がかかるのかと、さまざま決めていかなければならないことがあろうかと思いますが、そういったものがない限り、例えば訓練でやっても、私、できないと思うのですが、まず、一番最初にやらなければならないというよりも、ほかの施設のためにも、ほかの協定をつくっていくためにも、しっかりと

としたものをつくらなければならないと思うのですが、さらに深いものをつくっていかねばならないと思うのですが、そのことにつきましては、どのようにお考えなのかを、お尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） このたびの災害等に関する応援協定は、支援活動を行う基本的な事項について協議が調い、締結したところでありますが、御指摘のように、今後、支援活動を行うに当たり、緊急時の連絡体制や支援の内容等について、より具体的に協議を行っていかねばならないと考えております。

今後、火災の場合なのですが、年1回以上の合同訓練等を通し、協議を行いながら、三者で具体的な支援項目、または合同訓練のあり方などを含めて、取り決めてまいりたいというふうに考えております。

実は、こういった課題もあることから、このたび、災害等に関する応援協定を締結するに当たりまして、先駆けて三者との合同訓練を、先月の8月23日に当市立病院にて実施いたしました。当日は、神威町内会より町内会会長を初め5名、しらかば荘より職員4名の方が参加していただきました。この合同訓練等を通して、今後、相互において協力できる支援を再確認できたというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、今後、三者と、水害等も含め協議しながら、より具体的な支援ができるよう、消防からの助言を受けながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まずは、入り口に立ったと。そして、これから、その中身については、三者で協議をしながら、今、消防ということも出ましたが、協議をしながら、これから決定していくということによろしいのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） そのように、今後、努力してまいります。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、この協定、そして、その中で話し合われることがしっかりとしたものになれば、ほかの施設でも大いに、それを活用できるものだと思います。ぜひとも、そのしっかりとしたものをつくっていただきたい。災害となると、どうしても消防長に質問になってしまうのでしようけれども、初めてということで、なかなか三者がということでも、定まらないところがあるのではないかと思うのですが、消防では、こういった協定書、さらに深いものをつくるに当たって、助言ですとか、そういったものに関してはスムーズにできる、そして、今の三者に対してとなると、今まであったもの、なかったものというのは、やはり出てくると思うのですが、そういった内容についてはどうなのかを、ちょっと教えていただければと思います。答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） この件に関しては、議員のおっしゃるとおりだと思います。やっと土台ができた。そして、これからさまざまな訓練の内容、また、水害になった場合どうするか、おのおの、どう協力するかなど、取り決めていかねばならないなど思っております。

消防としては、できる限り、いろいろなノウハウもございます、例えば、火災だったらどのようにしなければいけないか、水害だったら、この場所は危ない、例えば、どう避難させるか、どのぐらいの人数がいるかなど、さまざまなことを情報を提供して、よりよいものをつくっていただけるよう協力したいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに、災害といっても、さまざまな状況、さまざまなもの、そして、さまざまな場面があるかと思いますが。その都度その都度、行くことも違ってくるのかなと思います。どういった場面でも対応できるものをしっかりとつくっていただきたい、そのように願うところであります。そして、結構そういったものをつくっても、つくったのだけれども機能しないのだよねという、そういった内容のものが、結構あるように思うのですよ。それも、訓練することによって、回数をこなすことによって、しっかりとしたものになっていくと思うのですが、そういったこともお願いして、次の質問に移ります。

高齢祝金の内容でございます。

先ほどの答弁ですと、対象者は90名、そして、条例の中では、市長及び市長が指名した者が、それを老人週間に、適宜な方法で対象者に支払いしますというものが出ているのですが、指名した者というのは、保健福祉課長ということで今、伺いました。そして、さらには主幹と管理職2名で手分けして、確かに、この要綱の中では、老人期間中に配るということですので、その期間が9月15日から21日、この1週間で90名を配る、なかなか、これ、難しいものがあるのではないかと思うのですよね。この要綱の中では、1月1日から12月31日までの間に80歳に達する者、それを、この1週間で、要するに老人週間の期間中に配りますよと。

私、これを見てちょっと不思議に思う。不思議に思うというのは、条例がこういうふうになっているのだから、いいのかなと思うのですが、80歳に達する者、その前に1年間でという言葉がついているのですが、私の考えがちょっとどうなのかな、間違っているのかなと思うのですけれども、私は、80歳になって初めて、この祝金をもらって喜ぶのかなというふうな思いなのですよね。

例えば、ちょっと変な言い方です。9月15日にしましよ、9月15日に祝金を持っていきま。でも、誕生日は12月31日です。持っていったのだけれども、誕生日になる前に違う施設に入らなければならないので、違う地域に出ていってしまいました。あるいは、1月1日に誕生日で80歳を迎えたのですが、9月15日までの間に、体調が悪くて子供のところに行って介護を受けなければならない状況になって、違うまちへ行ってしまいましたとなると、この要綱にも出ている、対象者は、9月15日現在、本市に居住し、かつ基本台帳に登録されて1年以上の住所がある者ですとなると、それを考えると、1月1日に80歳になったのだけれども、たまたま9月15日に歌志内市にいなかったの、このお祝金から外れてしまったのですよと。そんなことが起きてくるのかなと。

あるいは、もう誕生日前、その1年間を通して80歳になったということが規定されていますから、私はこれはいいのかなと思うのですが、どうしてもその80歳というのにこだわってしまうのですよね。12月31日に80歳になる人間が、9月15日にお祝金をもらいました。でも、歌志内市からいなくなってしまったのですよという、何か、その不公平感があるような気がしてならないのですが、その辺のところ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今、議員のおっしゃった部分というのも理解をするところですが、9月15日現在に当市に居住して、なおかつ1年間以上、住所を有している者という規定がございますので、この部分につきましては、やはり、当市に9月15日現在に在住している方を対象にするという事業でございますので、その辺につきましては、御理解いただきたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに、この歌志内市の敬老祝支給事業実施要綱という、この規則に基づいてやっておられるものでありますから、それに対して間違いだとか何とかと言っているのではなくて、私がこれを見て考えたときに、80歳になってもらうのがうれしいのではないかということと、いないのに、今いないから、これから80歳になって、今までいたのだけれども、今までもう何十年も住んで80歳になっていたのだけれども、たまたま、もらうときにいなかったのももらえなかったということに関して、ちょっと不公平感があるのではないかなという思いなのですよ。

と同時に、市長が指名した者、この指名した者は保健福祉課長なのでしょうけれども、敬老の日から始まりまして、敬老祝金のことをちょっと調べてみますと、敬老の日は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う、そういう内容のものなのですよね。ですから、80歳になりましたよとなったら、9月15日までいなくても80歳になったそのときに、長い間ありがとうございましたと、おかげで歌志内市がすばらしいまちでありますと、そんなようなことをお祝いとして渡すのが、私は一番なのではないかと思うのですよね。確かに、実施要綱があります。ですから、この1週間内ということはありませんけれども、そして、渡す人が市長、そして市長が指名した者、私は、これは絶対、歌志内のトップである市長が、ちょっと出向いて行って、ありがとうございましたと、これは、1月1日でも、12月31日でも、声をかけて渡すということが、市民にとっての最高の祝福だと私は思うのですよね。

ですから、この要綱がありますので、1週間内に渡すのだということになるのかもしれませんが、できるのであれば、誕生日に渡すという、誕生日に市長が渡すという。そして、どうしてもだめなときには市長が指名した者が、そのお祝金を渡すのだと、そんなようなものにつくりかえたほうが、市民に対するといいますか、本当に今まで頑張ってきた人たちに対する感謝と、先ほど言いましたけれども、多年にわたる、多年にわたるといふその言い方、ちょっと好きでないですね、長年にわたる社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う、それにつながっていくのではないかと思うのですが、市長、この辺のところ、市長からの言葉をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 本質的には御指摘のとおりだと思います。長寿をお祝いするという観点から、直接足を運んで、お祝いの言葉を申し上げてお渡しすると、これが一番望ましい姿だと思います。恐らく、要綱の高齢者、いわゆる老人週間と言われるその1週間、これは、その老人の方々に、行政として、その1週間というものをしっかりと認識する中で、一つの高齢者に対する思いを、その1週間で表現すると、こういうような意味合いもあって、そこに集中したのではないかと思います。この1週間というもの、1年の半年以上が過ぎている中で、この期間におけるさまざまな問題が、そこに凝縮されているような気はします。おっしゃるとおり、本人にとっては、それが一番うれしいことかなというふうに思います。市のほうで、要綱ということでもありますので、今の御意見をいただきながら、再度、内容を精査してまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 以前は、やはりこの期間中に、町内会の会長がというときもございました。私もそれについて、配って回って歩いたことがあるのですが、やはりこれは市長からもらうのと違うと思うのですよ。ややもすると、高齢の女性であれば、若い課長からもらったほ

うがうれしい、そういう人がたくさんいるのかもしれませんが。そうなるかもしれませんが。その辺のところは、公務も正直ございますでしょうし、私が先ほど言いました、誕生日に向けてというのが、なかなか公務で滞ってしまうというのであれば、これはもう若い課長のほうにお任せをしてという方法もあろうかと思いますが、やはり市長じきじきに一言かけていただく、これが市民の一番うれしいものではないかというふうなことで、お話をさせていただきました、次の質問に移らせていただきます。

全国学力テスト、このことにつきましては、私も以前に、少し質問の中で触れさせていただいたことがございます。まず、基本は、この学力テストの点数がどうのこうのではないということを押さえての質問ということで、質問を聞いていただきたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、B問題、要するに、応用の問題がなかなか点数がよくないのだと。白紙で出している子供たちもいるのだと。これは、全て、私は国語力というか、読解力というか、それに関連してくるものなのかなというふうな思いであります。以前に聞いた言葉で、今の社会で求めている子供たちというのは、頭のいい学力のある子供たちよりも、問題解決をできる子供たちを求めているということを知ったことがあります。あるいは、今ないものを新たにつくり上げていく、そういうものの力を持っている子供たちを、社会では求めているということを知ったことがあります。これが、全て今回の数学、算数、あるいは国語のB問題に類似してくる、そんな学力、知識なのかなということではありますが、そういった面、今回、もちろん歌志内市ということで、もう教育委員会のほうでは押さえているのだと思いますし、全国、そして北海道、その内容のこともしっかりと押さえていると思うのですが、事、歌志内市の子供たちの状況を見たときに、これから、歌志内市の中学校、小学校、そして、それ以外にでも、子供たちに与えていかなければならないその方法、先ほどちょっと話が出て、答弁で出ておりましたけれども、歌志内市の学校では、どのようなことをしていかなければならないのだ、これに関しての質問であります。答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 下山議員の質問に対して、お答えをいたします。

まず、今、全国的に騒がれております学力向上のことについて、ちょっと述べさせていただきます。

これは、世界のOECDの経済協力開発機構が行った学習到達度調査において、日本は非常に低かったというような結果から学力向上という部分があったのですけれども、なぜ低くなったのかというと、今まで参加していない国があって、その年に急に参加した国がふえたので、要するに日本の順位が下がってしまった。それで、これは大変だというようなことなのですが、実質、日本の学力というのは、そんなに落ちているわけではないのです。

いろいろ学力のことについては、戦後ありまして、詰め込み教育だとか何とかと、それを踏まえてゆとり教育になって、そして、どちらかということ、やはり点数社会というような部分から、今もどちらかということ、学力向上に関しては点数尺度で、秋田が1番、それから北海道がワースト2だとか、何とかかんとかというような、そして、全国平均に到達させようというようなことで、そういうようなことだけが、私自身、点数がひとり歩きしているような感じがいたします。

それで、先ほど、下山議員からの御質問ですけれども、やはり、一番大切なのは自分で考える力を、どう、つけさせるかというようなことだと思います。考えて自分で判断して、自分はどの行動するのか、どう生きていくのかというのが、一番の学力をつける意味だと思います。

そういう部分から考えますと、やはり子供たちに、まずは基礎的な部分をしっかりと身につけ

させるということは、授業をおもしろいと思わせるというような工夫をしなければならない。要するに、そこにいきますと、やはり学校の教師力といいますか、組織力といいますか、そういう部分を十分強化していかなければならないというふうに考えております。そういう部分で、歌志内市においては、その点を重点的に、教育委員会としては、学校のほうに指導してまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、教師力という言葉が出てまいりました。歌志内市がどういう順番になるのかということ、ちょっとわかりません。正直、この順番を調べるものではない、これからのものに反映させるものだということを念頭に言うのですが、どうしてもそこに行ってしまうところも、正直、あります。今までも、そして詰め込みですとか、それがうまくいかないので、ゆとりですとか、それではだめなので、やっぱりもとに戻しましょうとか、何か子供たちが、私もそういう時代を生きてきているわけなのですが、何かその都度その都度、翻弄してしまうような、そんな状況でもあるのですが、それでもやっぱり社会に出て、社会が求めるものに乗っていかなければならないという状況ではあるかと思えます。

今、教師力をつけてという言葉がありましたけれども、歌志内市の子供たち、もう少しここに力を入れていく、例えば、小学校、中学校ありますけれども、こういったところに力を入れていく、力を入れていかなければならないのではないかと、今、教育長から答弁をいただいたわけですが、その辺のところ、もう少し、教育長のお考えを伺いたいのですが。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 学力というのは、極端に、すぐに結果というのを求めてしまうと、私は非常にどうなのかなと。だから、私はやはり、子供たちが20年後、30年後、自分がどのような形で生きているのかということが、これが本質ではないかなというふうには思うわけですが、やはり歌志内市でどのような取り組みをしていくかというようなことよりも、まずは、一番大事なことは、学習環境がどうなのかということ、私自身、歌志内に来まして8カ月ぐらいしかたっていませんけれども、学校を見させていただいた中では、小学校、中学校、幼稚園も含めてですけれども、非常に学習環境は整っていると思います。非常に勉強する雰囲気のあるまちだというふうに思っております。そのことについては、他の市町村に行っても、私は胸を張って、歌志内市は学習環境は非常に整っておりますというように、あとは、やはりその中において、学校の工夫だとか改善だとかという部分が、子供たちの学力を向上させるのではないかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それと、先ほど、教師力という、たしか、そんなような言葉があったかと思いますが、それについては、恐らく先生たちに対する指導となるのでしょうか、教育委員会から指導というのは、ちょっとわからないのですけれども、教師力をつけていただくということに関する答弁は、どのようになるでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 教師力を高めるには、まずは、子供たちに教える教材研究でございます。事前に、どういうふう子供たちが理解していくのかという教材研究、それと同時に、やはり校内研修であります。校内研修において、先生方が授業をお互いに見て指摘し合うというような、それは学校組織だってやらなければならない。どちらかという、教師は人に見られるのが非常に嫌がります。やはり自分の教えていることで批判されるというのは、教師としてのプライドが許さないというか、そういうようなところがあります。そういうところを、ま

ずは払拭して、やはりお互いに授業を見せ合って、そして、これはこうしたほうがいい、あれはこうしたほうがいいというようなことを切磋琢磨しながら、教師力を高めていく必要があるかと思うのです。

それともう一つ、校内の研修もそうですけれども、他の教育機関、学校等の視察等も行って、自主的に研修会に参加すると。そして、自分の教師力を高める。北海道の中で、カリスマ教員というふうな、何かありまして、この教科に関しては、要するに北海道では5本の指に入るとかというような教員もおります。そういうところとか、あるいは、これはどうなのかわかりませんが、要するに塾の教え方がどういうふうになっているのかというようなことも、やはりそこのところの垣根を取っ払いながら、自分自身を高めていくというような向上心がなければいけないと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 教師力、その歌志内の状況ということで聞かせていただきました。

今、塾の先生のこともちょうと出ていましたけれども、塾の先生が本当に子供を引きつけて、やるのは今でしょうという、子供を引きつけて、どんどん勉強に引きずり込んでいくという、そんな手法を使いながら学力を伸ばしていく。でも、その学力も、どうなのでしょうかね、社会に出て通用する学力と、あるいは、これをやれば、そこの大学に受かりますよという、その学力と、いろいろと、さまざまなものがあるのではなかろうかと思います。今、教育長からのそういうお話を聞かせていただきまして、これからも、この教育問題につきましては、しっかりと見させていただきたいと思います。

あと1点ですね、私、ちょっと質問一つ飛んでしまったのですが、市立病院の2階の入院患者ですね、外に避難するという、これから明らかになって、しっかりしたものができ上がったら報告します、ただいま協議中です、そんなような答弁だったかと思いますが、これはどうなのでしょうかね、検討しますということなのか、命を守るために、ある程度の考えが、もう、でき上がっていて、あるいは、こういう方法で持っていくよと、そういったものも、まだ、この場では報告というか、答弁できないものなののでしょうか、お願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今現在、検討しているということの内容でございますけれども、市立病院としらかば荘の高低差が、それぞれ、床の、2階の高低差が違うということで、また、渡り廊下の、今現在1階にございますけれども、その上に構築するとか、それとは分離した構造にするとかということで、何とか速やかに移動できるよう、そして安全で安価な方法ということで、今その段階で、いろいろクリアしなければならない部分のチェックとかということをやっております、前向きに、その部分については検討しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁でも、前向きに検討するという答弁をいただきました。私からの今回の質問に関しては、ほとんどが、これからまだまだ状況を見ていかなければならないもので終始してしまっただけのように思います。これからも、今の答弁に基づきながら、さまざまな確認をさせていただくことをお話しさせていただきまして、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序6、議席番号6番女鹿聡さん。

一つ、生活保護費引き下げについて。

一つ、フッ化物洗口について。

以上、2件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回、2件にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず、生活保護基準引き下げについてからです。

8月1日から、生活保護引き下げが行われました。そこで、何をすべきか、今、各自治体、いろいろ取り組みを持って問われております。ある資料によると、13年度の予算案決定直後に、ある市の福祉事務所で職員の意識調査を行ったところ、生活扶助基準引き下げに賛成と答えた職員が47.8%、反対8.7%、どちらとも言えないが43.5%、医療費の一部負担賛成と答えた人が78.2%、扶養困難と答えた親族にその説明を求めることへの賛成として56.5%という結果が出たそうです。福祉事務所が社会保障の第一線を担っているという、大事な意識が低下していることによる結果と受けとめなければならないデータだと思われまます。私たちが、今、何をすべきかということは、生活保護制度の利用に罪悪感や劣等感を負わせることなく、必要な人たちにきちんと制度を行き渡らせることが重要で、そのためには、まず、私たちが社会保障のあるべき姿を学習し、国や政府が社会保障にかけてきている攻撃の本質を正しく理解することが必要と考えます。自治体が住民のよりどころ、防波堤として、きちんとした機能をしなければ、生活困窮者を救うことができないと思っております。

そこで、三つ伺いたいと思います。

生活保護基準引き下げを、市はどう捉えているか。生活保護者に、どのように周知したのか。生活保護者の反応はどうかを伺いたいと思います。

続きまして、フッ化物洗口についてでございます。

虫歯予防のためにフッ化物を応用する、この是非は、化学的な見地を持って判断すべきと考えられます。異見ある団体の推奨があったとしても、それは、過去の薬害等の歴史を振り返ればわかるとおり、絶対的なものではないということです。現に、1994年、WHOは、6歳未満のフッ化物使用は強く禁止する通告を出していて、日本弁護士会も、2011年に、集団フッ化物洗口、フッ素塗布中止を求める意見書を出しております。

フッ化物応用について賛否の議論がある中、安全、有効とする推進派のみの情報だけが教育現場や保護者に入り、危険、無効とする情報がきちんと入ってきていないのが現状だと思われまます。子供の健康、発育、安全を守る教育行政ならば、違う立場からの情報にも耳を傾けていただきたいと思います。

そこで、二つ質問をさせていただきます。

フッ化物洗口の安全性の根拠を伺いたい。フッ化物洗口の取り組みは、どのような状態で行われているか。また、洗口液の取り扱いなどはどうしているか、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 1番目の、生活保護引き下げについてでございますが、①か

ら③まで関連がございますので、一括してお答えいたします。

1番目の、生活保護引き下げを、市はどう捉えているのかにつきましては、このたびの基準引き下げは、国による生活保護法の基準変更でありますので、当市におきましても、生活保護法に準じて生活保護業務を行ってまいりたいと考えております。

2番目の、生活保護者への周知につきましては、8月1日基準日前の家庭訪問時に、担当ケースワーカーより説明を行うとともに、全世帯に対しましてお知らせを送付しております。

3番目の、生活保護者の反応につきましては、家庭訪問時及び電話等におきましても、特に苦情のようなものは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 件名2の、フッ化物洗口についてお答えいたします。

まず、①の安全性の関係でございますけれども、当市では、平成24年11月から幼稚園で、本年5月から小学校において実施しており、これまで、全国の多くの自治体で実施されてきております。その安全性は、国内の実践事例で確認されていることに加え、当市はもとより、近隣の実施自治体におきましてもトラブルは発生しておらず、子供たちが、将来にわたり健康で丈夫な歯を保つための有効な手段であると認識しております。

次に、②の洗口液の取り扱いの関係でございます。フッ化物洗口の取り組みに当たりましては、本年2月、小学校、4月に幼稚園で保護者説明会を開催して、実施方法や効果を説明の上、希望された場合に参加していただいております。本年度から開始した小学校では、ぶくぶくうがいの練習を経て、学級単位で週1回、帰りの会終了後に1分間のうがいを実施しています。なお、洗口液は、歯科医師の指示により、薬剤師が分包したフッ化ナトリウムを職員が水で希釈し、児童一人一人の紙コップにポンプから10ミリリットルを注ぎ、うがい終了後、残った洗口液は廃棄しております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 生活保護のほうから、再質問をしたいと思います。

①番はちょっと抜かしまして、②番、どのように周知したのかということで聞きたいと思います。

8月1日基準日前の家庭訪問でということなのですけれども、全世帯、ちゃんと生活保護者に会われて話はなされているのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 家庭訪問でありますので、全て網羅したかと言われますと、また、なかなかお答えしづらいのですが、まず、8月の支給日前に、8月から生活保護の支給額が変わりますということで皆様にお知らせということで、実際に生活扶助の見直し例も入れまして、どれぐらい、額的には変更になりますよというものも含めて、お知らせしたところがございます。また、家庭訪問その他でも、同じように、そのお話をしながら対応したところがございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 何件か、生活保護者の方の自宅に訪問させてもらったのですけれども、まだ来ていないのだよねという方が、僕の行ったところではありました。それで、紙が入っていたということなのですけれども、支給額が変わりますということで、紙が置いてありましたということと言われていたのですけれども、これですね、よく見ると、生活保護費がどのように変わるか詳しく知りたい方は、担当ケースワーカーまで御連絡くださいと書いてあるのです

よね。いなかった人には、これを置いてきている、いた人にも当然置いてきているのだと思うのですけれども、いない人にこれを置いてきて、そのままの状態になっているのではないかと思われるのですよね。その辺どうですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 既に、もう8月分は支給されておりますので、支給につきましては、直接お渡しする形をとっておりますので、その段階で、もし何かあれば、当然お話ししていただけるというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） となると、全員に会って話がちゃんとできているということで、よろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 支給日に、それぞれ皆さんが、会計のほうの窓口、または出張所のほうに取りに来ていただけるということになっておりますので、ケースワーカーもその席に同席しておりますので、その中で、何かあればお話を聞けるという状況にはなっております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3番目にもつながるのですけれども、そのときに、もう支給されているときに、今後、期末一時扶助の見直しだとかもいろいろ書かれていますよね、これに、幾ら減りますよということで。そういったことで、そのときに、話とかというのは全然なかったのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 担当ケースワーカーのほうから聞いておりますところは、先ほどお答えしましたように、特に苦情と御意見等は聞いていないというところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これを見ると、400円、あと、前回質問をさせてもらったときに、子育て世帯30代夫婦で、小学生、4歳の子供、4人家族ですね、この家族で、1世帯で1万1,000円減額ということをおっしゃっていましたよね。これ、該当する家族、世帯というのは、結構少ないのだと思うのですけれども、少なからず、ほとんどの人が多分、減額になっていると思うのですよね。それで、みんな、国がやっているから仕方ないと思って何も言っていないのか。それとも、言えない状態なのか、どう捉えていますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） その一人一人、どういう状況で言わないのか、言っていないのかというのは調査したわけではございませんので、簡単にはお話しできませんが、やはり何というのでしょうか、国の進める施策という部分もございまして、金額的には、今回の削減というのは、それほど大きなというか、何百円単位というのが多かった部分もあるのかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 月500円だから仕方ないのかなとかという考えになりがちなのでしょうけれども、実際、生活保護を受けている人は生活に困っているわけで生活保護を受けているのですよね。それが、月500円でも下がれば、やっぱり生活していく上では、かなり厳しいものになってきます。物価が下がったから引き下げに至ったという国の見解ですけれども、実際は、物価下落しているのは電化製品だとか高価な物ですね。一番生活に直結している食料

品、燃料、電気料金、こういったものは逆に値上がりしているわけですよ。月500でも下がっても、やっぱり食料品、レタス1個でも、今は250円とかします。そういったことを踏まえると、やっぱりケースワーカーの方でしょうか、ちゃんと行って、生活の実態をちゃんと把握するというのは、しなければならないことだと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） ケースワーカーの訪問につきましては、やはり決められておりますので、ある期間ごとに訪問しているというところがございますので、その中で各世帯の状況については把握しながら業務を行っているところがございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 大きいこの引き下げの率、1世帯、家族のいる、子供のいる1万1,000円というこの額、そして、期末一時扶助手当の見直しですよ、4人家族で2万5,600円も減額になるのですよ。6人家族だと4万5,000円ですよ。もし、子供がいる世帯であれば、やっぱりいろいろ勉強しないとだめだと、自分の部屋にこもって勉強しないとだめだと、それで光熱費がかかるだとか、いろいろ、そういうことも出てくると思います、冬の間は。だから、そういうことを、きちんと、ケースワーカーが保護を受けている世帯に定期的にはちゃんと行って、ちゃんとした実情を把握をしないといけないと思うのですけれども、もう一度、ちょっとその辺、どう考えているか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 担当ケースワーカーが家庭を訪問するというのは、やはり、その家庭の状況についてを把握しながら生活指導等を行うというのが目的でございますので、その辺については、先ほどの年末一時金も含めて、生活指導についてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思います。

今、盛んに、僕、言っていますけれども、子育て世帯ですよ、1万1,000円引き下げということなのですから、これが子供の教育や成長にも支障が出てくるのではないかなという声も多くあります。その辺、どういうふうに捉えているかお聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） やはりお子様が、例えば複数人、2人、3人いる家庭では、保護費の生活基準においても、換算しながら支給されているわけですから、やはりそれも、先ほどと重なりますが、ケースワーカーの生活指導、また、それらの相談等について、しっかり受けとめながら対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、1番の、市はどういうふうに捉えているかということなのですから、今回、引き下げに伴って、各種制度には影響が出ると考えられているということで、6月に答弁されておりました。各種低所得者負担軽減策に影響の及ばない対策は、各自治体が考えて行うようにということになっておりますけれども、その辺の対策は、今どういうふうに考えているか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） このたびの生活保護費引き下げに伴いまして、各関係省庁に対しまして、それぞれに影響ないようにということが通知されておりますので、それぞれの所

管におきまして、いろいろな基準の部分について整えるように対応をしているというところがございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市がどういうふうに捉えているかということなのですからけれども、国がやるものなので、それに従ってやっていきますということなのですからけれども、ちょっと何問か簡単に質問をしたいと思うので、簡単でいいので答えていただければありがたいのですけれども、生活保護を利用していない人には関係ない、そういうふうには思っておられますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 生活保護を利用されていない方につきましては、新聞報道等で、生活保護基準が下がるということは、皆さん承知しているのではないかなと思いますし、いろいろな方がおりますので、それについて、生活保護費が下がることについて、関係ないというふうには思っている方がどれだけいるかというのは、ちょっと把握はしておりませんが、全く関係ないということではないと考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 生活保護を受ける方が全国的にふえているので、引き下げはやむを得ないと思っているかどうか、聞きたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） これにつきましても、先ほどと重なりますが、どうしても国の施策というところがございますので、社会保障審議会等で審議された内容をもとに今回の引き下げというところになっておりますので、私どもとしましては、国の方針に基づきまして、関係法令に基づきまして対応をするというところしかございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 引き下げは仕方ないのかなという形で捉えます。

三つ目です。生活保護者は、十分な生活保護費をもらっているもので、そんな引き下げに大きな影響はないと思われていますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） やはり今回の生活保護費引き下げは、約6.5%程度を3年間にわたって引き下げられるというところがございますので、やはり、生活保護を受給されて生活されている方にとっては、引き下げについては、やはり厳しい部分ではないかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 生活保護基準を引き下げれば、財政負担が減ると思われていますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 国の部分で言いますと、やはり影響額というのは聞いておりますが、今回の部分につきましては、市の立場からしますと、この生活保護事業自体が、国の4分の3の補助金をもらいながら実施している事業でありますので、その辺については、国がそういうふうな方針であるというところで考えております。

○議長（山崎数彦君） 今の質問のことですけれども、答弁する側は、個人の見解ではなく、行政の立場で答弁してください。どうぞ。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 生活保護、今回の引き下げ、憲法25条の精神と、私はかけ離れている

のではないかなと思うのですけれども、その辺、市としてどう考えていますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 憲法25条につきましては、最低生活を保障するということでございます。先ほどの答弁と繰り返しになりますが、これにつきましては、やはり国の施策に基づきまして行われていることでございますので、その辺については、御質問の内容に対してのお答えというのは、非常に難しいかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今、質問をさせてもらった中で、保護費引き下げで、保護者は影響があるかないかという質問をさせてもらったのですけれども、少なからず、あるということなのですよね。やっぱり、この引き下げ自体が、よくないのではないかなということだと思うのです。国がしているから仕方なくということもあるのでしょうけれども、それを除いて、引き下げ自体が生活困窮者に打撃を与えているという事実は把握しているわけですよね。それを、歌志内市から上のほうに、もっと、これはよすべきだ、やめるべきだという発信を強くしていくことだと思うのです。歌志内市独自でやっても力がなければ、近隣の自治体と手を組んで、これ、まずいのではないのと、国のほうに強く要望することもできるのではないかなと思うのですけれども、その辺、どういうふうに考えているか、市長、お願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 生活保護費の引き下げにつきましては、御承知のとおり、随分長い間、マスコミの論調、あるいは国会で論議があったことは御承知のとおりだと思います。そういう過程を経て今回の改正につながったものと考えておまして、歌志内としては、生活保護法に基づく基準に乗って支給せざるを得ないというところは御理解をいただきたいと思ます。

また、御指摘のあった、引き下げによって影響があると、これは、誰もが理解するところではないかと、そのように思っております。

また、この引き下げについて、国のほうへの要請についてはどうかということについては、私どもの組織として、全道市長会とか、あるいは上部組織の全国市長会等々がございまして、そういう中で、また議論される内容になるのではないかなと思っております。この近隣で、改めて、この生活保護費引き下げについての国への要望という形での議論は、今のところ行われてはおりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

あと、今後にかかわってくる問題なのですけれども、一度廃案になった生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法、これは、一回否決されて出されなくなりました。再度、またもう1回、新しい自民党政権になって、再度国会に出すという意気込みをなされているらしい、今回、それが出されれば、二つの法案通る可能性が非常に高いと言われております。この法案二つ通れば、本当に今までの生活保護、この引き下げ云々とプラスして、またより一層、生活困窮者に打撃が与えられるということになり得ます。その辺、歌志内市として、住民の生活を守るために、さっき言いましたけれども、市民の防波堤にならなければならないと思うのですけれども、その辺、どういうふうに思っているのか、伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 廃案になりました法律等につきましては、今後の動向を見ながらということになりますが、やはり私どもとしましては、これから生活保護を申請される

方々、また、生活が困窮されて困っている方々に対しましては、窓口において真摯にお話を聞きながら、適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 実態が、やっぱり、何百円、何千円、何万円引き下げられて、みんな、生活保護を受けている人たちは困っております。そういう人たちの心のよりどころとして、ちゃんとした構えを持って、国がやっているから仕方ないということではなくて、親身になって話を聞いてあげて、心のよりどころとして機能していただきたいと強く思います。

続いて、フッ化物洗口についてでございます。

安全性なのですが、とりあえず、トラブルはないと言っておりますが、歌志内市でフッ化物洗口をやっている、フッ化物洗口のこれは、フッ化ナトリウムで洗口をしていると言っておりますけれども、これは毒性はないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 毒性はないというふうにお聞きしております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 恐らく間違いであります。フッ化物洗口とか言われるフッ化ナトリウムですね、これは、毒性の所属、一群、二群、三群、四群ありまして、三群に属するものだということが書かれております。それで、もし間違えて胃の中に入ってしまうと、三群よりもっと上の二群に繰り上げされまして、フッ化水素酸になると書かれております。このフッ化ナトリウムの致死量というのが、体重20キロの子供なら0.22グラムで死亡する可能性があると言われていたほど強いものです。それでも、毒性はないと思われませんか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 申しわけございません。説明不足ですね。フッ化物洗口となる、当然、今、学校歯科医から指示書をいただいて、また、学校歯科医から薬剤師も指示をいただいた中で、洗口液の濃度、必要量、回数、こういうものを医者から指導した中で、このフッ化ナトリウムを希釈して使っているということについては、体に影響はないというふうに聞いております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちゃんとしたものが来ているのではないかということなのですが、このフッ素の安全性、それでトラブルがないと言われておりますけれども、フッ素の急性中毒量、こういうのは、体重1キログラム当たり何ミリグラムなのかとかというのは、御存じですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） お聞きしているのは、急性中毒の心配はないと。歯のフッ素症もないというふうに聞いておきまして、また、骨のフッ素症は8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じるということでありまして、今回のようなフッ化物洗口の微量なものであれば、問題はないというふうに聞いております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そういうふうなことになると思います。保護者の説明会ですね、これでも、フッ化物洗口液をがぶがぶ飲まなければ体に影響はないというような説明をしたと、保護者のほうから聞きました。本当にこれで体に影響はないのかと言われてますと、そうでは、恐らくないと思われませんか。

週1回、小学校では用いられているのですが、このとき、0.2%の濃度のフッ化ナ

トリウムを、学校側では10ミリリットルをぶくぶくしていると、洗口しているということなのですけれども、これは、口に残る量、間違えて少し飲んでしまう量とか、こういったことも実験の結果から出ているわけで、そういったときに、6歳未満の子供とかというのは、多く見て25%ぐらいが、間違えて少し飲んでしまうという実験結果が出ています。この10ミリリットルの洗口をしたときに、急性中毒量になる確率というのが、間違えて飲んでしまったりだとかした場合は、21.1%から42.1%ということで、体に少なからず急性中毒の割合があると言われていています。間違えて全部飲み込んでしまった場合、こういった場合は、急性中毒量の147%から211%ぐらいまで、どんとはね上がるわけです。こういったことが、いろいろ取り沙汰されて、よくないのではないかとされておりまして。そういうことについては、どういうふうに捉えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 保護者説明会、学校への説明会等、いろいろ進めてきておりますけれども、その中で、北海道福祉部の、ここら辺で言うと空知振興局の保健福祉部になりますけれども、こちらの歯科医師、医学博士でございますけれども、この方が来て、保護者説明会とかに説明をしながら進めてきたところでございます。この方からの御指導をいただきながら我々も進めているところでございますが、その中で、やはりフッ素というのは、さまざまな食品に含まれていると。1日、1から2ミリ程度のものは、日々摂取しているという状況だと。その中で、たとえ間違えて、全量、今回、フッ化物洗口液を飲み込んだとしても、健康被害は発生することはないということで、お聞きしております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 化学的な根拠からいって出された数字が、今、僕言った数字になっております。急性中毒量、急性中毒症ですね、こういったものが、全部飲んでしまったときに、よだれだとか吐き気、下痢、ひどくなれば、けいれんだとか、いろいろ症状が出てきます。こういった症状は、なかなか、出ても、神経的なものだとか、その日の体調に関してちょっとよくなかったのではないかという解釈がされるのが多いらしいのですが、その辺、どういうふうに捉えていますか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 今、議員さんおっしゃったような内容のほかにも、例えば、インターネットでもよく見えますけれども、いろいろな団体、個人のフッ化物の洗口にかかわる危険性があるというような意見も見ております。その中で、先ほどお話しした、振興局の保健福祉部の歯科医師からも説明会の中で説明されておりますけれども、やはりフッ化物洗口については、学会で認められていると。その中で、いろいろな危険性があるという部分の意見というのは、化学的根拠に基づいたものではないと、学術的にも理解されていないと。やはり、今、言論の自由がある日本という中で、当然、安全性を危惧するという方もいらっしゃるだろうということで指導を受けておまして、そういう部分も、当然、そういう意見もあると。だが、やはり、このフッ化物洗口については、安全性はちゃんとしていますよという中で、北海道教育委員会、それから北海道保健福祉部と連携して、北海道口腔の健康づくり8020推進条例、それから、北海道歯科保健医療推進計画に基づきまして、我々も指導されながら、フッ化物洗口を推進してきておまして、昨年度末において、道内では、179市町村のうち153市町村が実施していると。これからも、どんどん実施されるというようなことで、予定は聞いております。このような状況の中で、安全性はあるということで御指導をいただいているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歯科衛生局、いろいろ、そういうところが推進しているということなのですが、これも、いろいろ中身がありまして、歯科医師の中では、やっぱり、フッ素が直接的に虫歯に関係しているかどうかという疑問を持っている方も多くいらっしゃるらしいのですよね。フッ素自体が、歯医者さんによれば、結構いいお金が回ってくるという話も聞きます。普通の歯の治療をただけでは、一回終わったら、また悪くなったら来てくださいと言って終わりかもしれないのですが、フッ素塗布ですね、こういったことを3カ月に1回行ったほうが歯が丈夫になりますと言えば、定期的に患者さんが3カ月に一遍ずつ来るわけです。そういったことを、フッ素を営利目的に行っているところがかなり多いと言われてます。その営利目的で行っているところが歯科医師会に入って、歯科医師会は、そのフッ素を推進していますと、そういうふうな話もされております。

そんな中、新潟県、以前、おっしゃってました。新潟県、フッ素を取り組んで一番早かったのではないかなと思われるのですが、日本としては、一番虫歯が少ない場所だと言われておりますけれども、これは、本当にフッ素に関して虫歯が少ないと思われてますか。どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 新潟県については、40年間、フッ化物の洗口を続けていて健康被害がないということで、十分な効果があるというふうには指導を受けております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これも、フッ素を取り組んでいる、新潟県が一番、全国で虫歯が少ない地域だと言われてます。その次が、広島県と言われてます。その広島県は、フッ素洗口を行っていない市ですよね、実際。埼玉、神奈川、東京、これも、ほとんど実施していない。なのに、虫歯の少ないトップテンに入っている。佐賀県は、新潟県と同じぐらいのフッ素の実施をしていますけれども、虫歯の多い県だと言われてます。だから、フッ素が歯質を強くすると、今まで多くの関係者から言われてきましたけれども、これは、1938年に発表された、高濃度フッ素が含有する歯は虫歯になりにくいといった、ちょっと間違った報告で、それが出回ってました。ただ、2006年になってから、化学的にそれが解明されまして、生体アパタイト結晶形成機構とフッ素イオンによる影響と証明されましたということになっております。

こういった化学的な根拠からいっても、フッ素洗口というのは、そんなに、取り組んでも取り組まなくてもいいものではないのかと。そんなに影響が、虫歯にあるのかと言われれば、そうではないのではないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 今、効果のお話しだと思いますけれども、効果の関係についても、十分効果はあるというふうに指導は受けております。

その中で、フッ素塗布、これについては、歯科医のほうに行ってお金がかかって大変だということの中で、今回のフッ化物洗口につきましては、やはり集団で、学校なり幼稚園の中でやることによって、長期間継続して、みんなで実施するということが、容易にできるということで、個人でやるよりも、やりやすいというようなことで、このフッ化洗口により虫歯の予防効果が得られやすいということでの指導を受けております。

また、学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画、これに学校としては位置づけられておまして、学校における保健管理の一環ということで実施されているところでござい

ます。これらは全て、国のガイドライン、それから道の条例に基づいて、我々もそれに基づいて行っているというところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今言われた学校保健法云々という話なのですが、これは予防についてということで、いろいろ書かれていると思います。この予防については、蔓延し得るものに対しての対策で、予防と言われています。インフルエンザだとか、そういったことが蔓延しないように、それを予防するものであって、この虫歯というのは、蔓延するものではなく、各個人個人、ちゃんとした知識を持って歯磨きをすれば広がらないものです。それと照らし合わせて、このフッ化物洗口をやるというのは、ちょっとどういうふうなものなのかと、私自身は疑問を感じます。

それで、この洗口液の取り扱いなのですが、これは、とりあえず、医師の指示によって薬剤師が分包したフッ化ナトリウム液を、職員が水で希釈してやっていると、一人一人に渡してやっているとされておりまして、薬剤を人体に使用するとなれば、医療行為ではないかなと思われま。そうなれば、最低でも歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の立ち会いが必要なのではないかなと思われるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 指導されている内容といたしましては、学校医の指示書に基づいて、フッ化ナトリウム医薬剤、これを教職員が規定された量の水に溶解させ、希釈させて、担任教師などが実施できる方法で、毎回、歯科医師など専門職が立ち会う必要はないということで聞いております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これですね、薬剤ではないかなと思うのですけれども、その辺の、僕の認識と、ちょっとわからない部分もあるのですけれども、その辺、きちんともう一度、ちゃんとした機関に相談してやらないといけないことではないかなと思います。先生が水で薄めているということなのですけれども、問題なのは、その先生、先生方で、ちょっと多かった、少なかったということは、実際起こり得ることだと思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 医師の指示に従って、適正に処理されているというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、その薄めた液をポンプに入れて、そのコップに移しているのですよね、多分。そのポンプというのは、多分、よくシャンプーとかで使われる、ああいったポンプだと思うのですけれども、ああいうポンプは、ちゃんとした量が1回のプッシュでちゃんと出るかという、その人その人の力かげんによって、浅く押ささったり、強く押ささったり、あとは、ちょっと話をしている2回押しちゃったとかということも考えられるのですけれども、こういった人為的なミスというのも、多分、多くあると思われるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 医者の指示から薬剤師に指示されておりますけれども、分包されております。その分包されたものに対して水を加えるということですので、何か調合してとかそういうことではなくて、分包されたものを水で溶かすと、適正な量がありますけれども、それにするというので、それについては適正に処理されるのではないのかというふうに考えて

おります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、子供がうがいをしていますよね。1分間うがいをしていて、ちょっと隣にいる子供とふざけながらぶくぶくして、つつき合ったり、ちょっと押されたりだとかということで、全部飲み込むということも考えられるものだと思うのですよね、液体なので。そういった危険性というのは、一回水でぶくぶく練習したから大丈夫だではなくて、いざ、その現場で、そのときにあった状況というのがいろいろあるわけで、そういったことは当然踏まえて行っているということによろしいのですよね。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 練習として、事前に水ですつと練習して、できるようになってから、今回のフッ化物洗口を始めているところでございますけれども、洗口するときには、当然、教職員がついているという中で、ぶくぶくとやって、そのコップにもとに戻しますので、それを先生方が確認できるということで、飲み込んでしまったという場合の対応はできるかなと思います。

それで、先ほども申し上げたとおり、仮に全量を飲み込んだとしても、直ちに健康被害はないということでお聞きしておりますので、そこら辺は、実際の現場の教職員の指導のもと、事故が起これないように適切に進めていくべきものというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 現場で、やはり、いざ起こり得る事故というのは、本当に突拍子もないことが起きるわけで、はかり間違いで人為的なミスだったりだとか、間違っって子供が飲んだとか、そういったことも考えられます。

さっき、おっしゃっていましたがけれども、インターネットとかで、今私が言っているような危険性を言っているホームページだとか、いろいろあるとおっしゃっていましたがけれども、さっき、ちょっとちらっと言っていましたけれども、実際、閲覧とかは、したことはありますか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 閲覧したこともありますし、それから、日本弁護士連合会ですか、これの関係の書類も見ております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そのときに、とりあえず、危険性があるものだと認識して見ているのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、見ていて、本当は危険なのかなと思って見ている部分も多分あると思うのですよね。ただ、それを、今もまだ現場ではちゃんと続いているのですけれども、こういう危険性がありますよということを、教育委員会なり学校の中でだったりだとか、そういったことは話はされていないのですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 保護者と学校の教職員の説明会を行っておりますけれども、教職員の説明会の中でも、そのような危険な意見があるということでの話も出ておりました。その中で、先ほど言った、道の歯科医師が、事細かにですね、学術的に問題はないよということで、化学的に立証されていることなので問題はないということでの指導がされているということで、現在に至っているということでございます。

ただ、やはり、いろいろな意見があるということで、安全だということにあぐらをかくのではなくて、やはり、いろいろな事故等も想定されないとは言えないことですので、やはり、学

校現場、それから私たち教育委員会においても、細心の注意を払いながら、続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 推進をしている人の話を聞いて、こういう危険性があるのではないかと、それはこういうふうには安全ですと言われるのは当たり前で、危険性を訴えている人とちゃんと話をして、それで、安全だ、危険だということのはかりを、ちゃんとしたところではかけないとだめだと思うのですよね。これは、子供がやっていることなので、小さい子供になればなるほど影響は出ると、やはり書かれています。全部飲んでしまったりだとかすると、病気になったりだとか、1週間1回ですけれども、濃度は高い濃度でやっているはずなのですよね。毎日やるより、1週間1回のほうが濃度が高いと書かれています。そういう中で、保護者と、もう1回、危険だという意見もある中で、保護者と教員の方々が、ちゃんとした話し合いの場を持って、どうやって進めていくのかということをお話し合わなければならないと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 幼稚園は、昨年から行っております。昨年、導入時に、いろいろな、保護者への説明会を行ってございましたけれども、今年度、新たに、年度が変わりまして、また4月に市の保健師さんに来ていただいて、安全性なり、いろいろなものを説明して進めているということでございます。必ず毎年度、4月になりますか、3月の末になるか、ちょっとそこら辺、今後いろいろ詰めていきますけれども、市の保健師さんのお力をかりながら、安全性のことを保護者に周知しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 最後にしたいと思います。

教育長にお伺いしたいと思います。

今の一連の話を聞いて、絶対安全かと言われると、私はそうではないと思うのですよね。その中で、子供の教育、将来、命を考えた中で、どういうふうな議論を進めていくかということは非常に大事な問題だと思うのです。それについて、教育長の考えを、もう1回お聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） お答えいたします。

まず、私はやっぱり、学校を預かる者にとって一番大事なことは、私は、常日ごろから危機管理であるというようなことで、全てのことにに関して、やはり、大丈夫だというようなことではなく、常に危機意識を持ちながら進めていかなければならないことだと思っております。そういう部分でも、これらの一つ一つの事柄について、想定外というようなことにならないように、万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

報 告 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第10号議案第46号歌志内市高等学校等就学支援金条例の制定について、議案第53号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）（平成25年9月10日行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第10号議案第46号歌志内市高等学校等就学支援金条例の制定について、議案第53号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

次のページでございます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告をいたします。

記。

1、事件。

議案第46号歌志内市高等学校等就学支援金条例の制定について。議案第53号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）（平成25年9月10日付託）。

2、審査の経過。

9月10日、委員会を開催し、慎重に審査をした。

3、審査の結果。

いずれも原案どおり可決する。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、報告第10号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、議案第53号の2件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

意見書案第18号から意見書案第20号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第5 意見書案第18号から日程第7 意見書案第20号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） — 登壇 —

意見書案第18号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）、意見書案第19号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）、意見書案第20号大規模地震等災害対策の促進を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）

野生鳥獣による農作物の被害は年々深刻化し、被害は経済的損失のみに止まらず、農林関係者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、またヤマの生態系に著しい悪影響を与えています。

特に歌志内市においても、シカやアライグマなどの野生鳥獣による農作物被害は、年々増加の一途をたどっております。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高年齢化に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられます。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立しました。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになりました。

平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになりましたが、集中的かつ効果的な鳥獣被害防止対策を早急に講じる必要があります。

よって国におかれましては、鳥獣被害防止の充実を図るため、つぎの事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の高年齢化が心配されるため、若い狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

- 一、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること
- 一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること
- 一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書(案)

一昨年(2011年)の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうしたなか、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」および「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。さらに近年増えている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること
- 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第18号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）について、反対討論を行いたいと思います。

本意見書には、世帯収入の増加に向け、政労使による賃金の配分に関するルールづくりを進めることとあります。これは、アベノミクスによる成長戦略による雇用破壊をかなめとする政策の一部であり、成長戦略の名による労働法制の一層の規制緩和を行おうとするものであります。

したがって、労働法制の規制緩和をやめさせ、人間らしく働けるルールづくりを確立するこ

とを求めるため、よって、この本意見書案に反対いたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの、湯浅議員が提出されました、若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）に関しまして、賛成の立場で討論をいたします。

少子高齢化により若い世代の生活が変化し、非正規労働者や過酷な労働環境が増加しております。若い世代が安心して就労し、安定した生活ができることが、高齢化する人々の下支えとなって、社会保障にも寄与する結果になるとも考えられます。また、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を求める意見書であると判断をいたしますので、この意見書に賛成をいたします。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで、討論を終わります。

これより、意見書案第19号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第20号大規模地震等災害対策の促進を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 大規模震災等災害対策の促進を求める意見書（案）について、反対討論を行いたいと思います。

本意見書案は、安倍政権の10年間で200兆円、公共事業の無駄遣いの復活を災害対策に名を借りて行おうとすることだけでなく、日本経済を土台から破壊する国土強靱化基本法の趣旨に沿うとなっております。国土強靱化基本法、国土強靱化基本計画及び国土強靱化に関する基本的政策は、国際協力の向上に資するとの文言があり、防災・減災以外の高速道路や新幹線をつくるなどに拡大されることも考えられ、震災からの住民本位が貫かれた復興計画ではないものであります。暮らし、命優先で、新規事業から、既にある施設の維持、修繕に公共事業からの思い切った中身の転換が必要であります。維持、修繕は、中小企業者の仕事につながり、地方経済の活性化や雇用にもつながると考えられます。

よって、本意見書案には、反対いたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの意見書案第20号、この意見書案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

東日本大震災以降も大きな地震が発生しております。我が国は、地殻変動による地震、津波、火山噴火等、多く見られるのは御承知のとおりのことですが、近年、局地的豪雨

の被害も伝えられております。それらの発生後の迅速な復旧、復興はもとより、地震、土砂災害、風水害などの防災・減災対策を強く求める意見書であると判断をいたしますので、この意見書案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第20号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第21号から意見書案第23号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第8 意見書案第21号から日程第10 意見書案第23号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 一登壇一

意見書案第21号日本国憲法第96条の改正に反対する意見書（案）、意見書案第22号生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書（案）、意見書案第23号JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

日本国憲法第96条の改正に反対する意見書（案）

日本国憲法の改正要件を定めた憲法96条の見直しに関する議論が活発化している。安倍首相は、「憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めた96条を改正し、「各議院の総議員の過半数の賛成」で発議できるように提起している。また、安倍首相は96条改定の目的が憲法9条の改定にあることを公言するに至っている。

憲法は国家権力を制限し、基本的人権を守る立憲主義に基づいた国の基本法である。このことは、憲法が98条で国の最高法規であることを明記するとともに、99条で天皇や国務大臣、国会議員らに憲法を尊重・擁護する義務を課していることから明らかである。

また、日本弁護士連合会は3月14日に「憲法96条の発議要件緩和に反対する意見書」を公表し、「簡単に憲法が改正されるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化される恐れがある」と指摘している。

憲法は、政治権力が平和、自由と民主主義、基本的人権を侵すことがないように、国民主権の立場に立って権力を縛ることに本質的役割がある。発議の要件を「過半数」にすることは、

国家権力の都合で違法改正ができる状況を生み出し、権力を縛るという立憲主義の本質にかかわり、手続き論ではなく、立憲主義と基本的人権を否定するものである。

よって、国会及び政府においては、憲法形成の発議要件を緩和しようとする憲法96条の改正は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書(案)

安倍政権は、8月から生活保護基準の大幅引き下げ(保護費削減)を強行した。基準引き下げは、受給者の暮らしを直撃するだけではない。すでに新聞、テレビなどで広く報道されているように小中学生のいる家庭を支える就学援助費や最低賃金額など国民生活を支える諸制度にも極めて深刻な影響を及ぼすものである。

参議院選挙が終わったとたん全国各地の生活保護受給者のもとに保護費減額を知らせる「通知」が届き始め、受給者の悲鳴と怒りの声が上がっている。

保護費を3年かけて670億円(6.5%)も引き下げたことは、現在の生活保護制度発足後一度もない。今回減額された保護費(生活扶助費)は、食費や光熱水費などにあてられる受給者にとって命にかかわるものである。「アベノミクス」による食料品の値上がりに直撃されている受給者にこれ以上の“節約”を求めることはできない。

さらに、保護基準が就学援助の支給費や最低賃金額、住民税非課税限度額の目安など国民の暮らしに関わる制度に連動している。保護基準の引き下げにはなんの道理もないことは明らかである。

よって、政府は、憲法が保障する生存権を守る上からも生活保護費の削減を撤回し、生活保護制度が最低生活を守る「最後の安全網」にふさわしい制度に改善するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)

2011年5月に発生した石勝線清風山信号場トンネル内の脱線火災事故をはじめ、一連の重大事故・トラブルによりJR北海道への信頼は大きく揺らいでいる。

同社は、国土交通省に再発防止策を提出し、その会見で野島社長は「老朽化した車両のメンテナンスが十分におこなわれていない問題があった」と不備を認め、整備時間の確保に努めることを表明している。

同社は、11月から札幌―函館間は事故前の上下22本を18本に、札幌―釧路間は上下1

4本を12本に減らし、最速130キロで走行する特急の減速運行などを決め、道内交通の大動脈ともいえる鉄道輸送体制がこれまで通り維持されるのか少なくない道民は不安を感じている。

何より乗客・利用者の命と安全を第一とする公共交通機関として一刻も早い再生をめざし、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことである。

事故原因の究明が進むにつれて、整備や保安分野で技術継承がされていない問題、他社と比べて老朽化が目立ち電気制御装置がついていない危険なエンジンの改修・更新の必要性など、様々な問題点が浮上している。

よって、JR北海道が利用者の信頼を取り戻すために、国にたいし以下の対応を強く求める。

記

1. 事故原因の徹底究明と事故防止策の作成を急ぎ情報公開をおこなうこと
2. 車両・設備の更新に必要な技術的、財政面の支援強化をはかること
3. 車両の検査体制は、積雪寒冷地、長距離運行という北海道の特徴にあわせた内容とし、検査機関の規制緩和はおこなわないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第21号日本国憲法第96条の改正に反対する意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第21号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第21号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第22号生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第22号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山崎数彦君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第22号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第23号JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第23号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山崎数彦君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第24号

○議長(山崎数彦君) 日程第11 意見書案第24号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○7番(本田加津子君) -登壇-

意見書案第24号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明につきましては読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する

制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実をするよう意見します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第24号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第24号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第25号から意見書案第29号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第12 意見書案第25号から日程第16 意見書案第29号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） 一登壇一

意見書案第25号「教育費無償化」の前進を求める意見書（案）、意見書案第26号希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を求める意見書（案）、意見書案第27号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）、意見書案第28号地方税財源の充実確保を求める意見書（案）、意見書案第29号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）、以上5件について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものがあります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「教育費無償化」の前進を求める意見書（案）

国は、2010年度から「公立高校授業料不徴収および高等学校等就学支援金制度（以下、高校無償化）」を始めました。これは、高校教育を、「受益者負担主義」や「自己責任論」から脱し、教育の機会均等を保障するものに転換するものであると、国民から大いに歓迎されました。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68.5万円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23.7万円（文科省「平成22年度子どもの学習費調査」）と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は困難という家庭も増えています。そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されてはなりません。国は責任をもって教育費の父母負担軽減をすすめる必要があります。「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」について、文部科学省は、2014年度以降の「所得制限の在り方」を検討することを明らかにしています。それは、予算を増やすのではなく、その枠の中で低所得者対策として「高校無償化」をおこなうことを意味し、制度本来の趣旨とは異なるものです。この法律の附帯決議では、「教育の機会均等をはかる観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。

昨年、国は、国際人権規約社会権規約13条の留保を撤回し、高校・大学の無償教育の漸進

的導入を国際的に宣言しました。これは、国が、授業料無償化や給付制奨学金はもちろん、誰もが金銭の心配なく大学まで学べるようにする施策をおこなうということで、世界的に見れば当たり前のことです。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国は、「高校無償化」の維持・拡充をすすめること
- 2、国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を求める意見書(案)

年金支給開始年齢の「繰りのべ」が続き、民間では本年4月の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。それは公務においても同様で、来年3月の定年退職者からは基礎年金相当部分だけでなく報酬比例部分の支給開始年齢も2年おきに1歳ずつ引き上げられ、「無年金期間」が生じます。

生活の糧をすべて失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望むすべての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づけ、本年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。公務に関しても、本年3月26日政府は国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と「確実に接続する」ことを閣議決定しました。文科省もこれをうけ「教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項」通知を行い「適切な対応」を都道府県教委、市町村教委に求めています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用がまったく保障されない異常な事態が生じています。特に来年度からは「無年金期間」が生じることで再任用希望者が増加する一方、子どもの減少による定数減が予想され、事態はいっそう深刻です。制度設計や再任用職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにしたまま、「定数法」による来年度以降の定数枠にあてはめれば、道内の公立高校では来年3月、大量の教職員の「分限扱い」が生じかねない事態です。

このような無法状態を生じさせることはできません。原因は制度設計や再任用教職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、来年から生ずる公務の無年金期間について職員の「定年延長」を行う意見の申し出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたのですから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実にを行う責任が国に求められるのは当然です。

対策は待ったなしです。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならぬのは当然ですが、「定年延長でなく、再任用制度による」と、その制度の大枠をつくっ

た政府が財政支援を必要とする道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付き教員の「雇い止め」も起きかねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響するもので、ひとり高齢層の教職員だけの問題ではありません。また、公務でこのような「3月解雇」が横行することになれば、それは法が義務づける民間での雇用にも影響しかねません。道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などとし、現行制度の延長上の対策に留まっている状況も問題です。

少人数学級など、どの子にもゆきとどいた教育を行うための定数増や定数外措置とあわせて問題解決がはかられれば、教育条件も前進します。希望するすべての教職員の再任用保障へ、以下についてすみやかな国の指導と必要な財政措置の実施を要望します。

1. 希望するすべての教職員の再任用実現へ、道、道教委は必要な制度整備を行い、国は対策が求められる道府県への交付税追加等の必要な財政支援を行うこと。
2. 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇い止めをされることのないようにすること。
3. 以上のことを実現するためにも教育条件整備にも必要な定数外措置（大幅な定数増）を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）

北海道は、日本全体の約22%を占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況である。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいるが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかである。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実である。札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いないものとする。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものとする。また、道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりである。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、空港事務所、出張所、あるいは航空交通管制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運航の一翼

を担う業務である。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国4カ所に設置されている拠点官署のひとつであり、積雪地域に立地している唯一の官署である。また、札幌市に設置されていることから、道内出身者や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところである。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止にむけて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員をふやすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考える。また、将来国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てくる。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。
2. 広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方税財源の充実確保を求める意見書(案)

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること、特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
(案)

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の

市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第25号「教育費無償化」の前進を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第25号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第25号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第26号希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第26号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第26号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第27号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第27号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第27号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第28号地方税財源の充実確保を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第28号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます

したがって、意見書案第28号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第29号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第29号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第29号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第17 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時24分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 本 田 加 津 子